

【齊紀三】 起上章敦牂，盡玄黠涪灘，凡三年。

■南齊、●北魏 (国会図書館デジタルコレクション・続国訳漢文大成 經子史部 第8巻8-160p)

## 世祖武皇帝中永明八年(庚午、490年)

■春，正月，詔して隔城(前卷前年に抜く)の俘二千餘人を放して魏に還す。

●乙丑(26日)，魏主は方山に如く。二月，辛未(3日)，靈泉(池)に如く。壬申(4日)，宮に還る。

●地豆乾(続は地豆干、北史に室韋の四千餘里、室韋は契丹別種で蒙古の東境の黒竜江の北)は頗る魏邊を寇す，夏，四月，甲戌(7日)，魏は西大將軍の陽平の王頤を徵(続は無し)して撃ちて之を走らす。頤は，新成(続による、新城X、128巻宋孝武帝大明元年に見える)之子也。

■甲午(27日)，魏は兼員外散騎常侍の邢産等を遣わして來聘せしむ。

●五月，己酉(12日)，庫莫奚(東部胡の種。慕容氏に破られ殘党が松漠間に鼠匿。俗は不潔、弓巧み寇涼好み、熱河)は魏邊を寇し，(8-161p)安州(魏高宗皇興二年置く、方城に治す)の都將の樓龍兒は撃ちて之を走らす。

■[會稽太守緬の獄訟] 秋，七月，辛丑(5日)，會稽太守の安陸侯の緬を以て雍州刺史と為す。緬は，鸞之弟也。緬は獄訟に心を留め，劫(劫盜)を得れば，皆な赦して遣わし，自ら新たにすることを以て許し，再犯は乃ち誅を加える。民は畏れて而して之を愛す。

■癸卯(7日)，大赦す。

●丙午(10日)，魏主は方山に如く。丙辰(20日)，遂に靈泉池に如く。八月，丙寅朔(1日)，宮に還る。

■[伏連籌は丘冠先を殺す] 河南王の度易侯は卒す。乙酉(20日)，其の世子の伏連籌を以て秦、河二州刺史と為し，振武將軍の丘冠先を遣わして拜授し，且つ之を弔(続を採用、吊?)らわしむ。伏連籌は冠先に逼りて拜せ使め，冠先は従わず，伏連籌は冠先を推して崖より墜として而して死す。上は厚く其の子の雄に賜わる。赦して以て、

「喪(遺骸)を絶域に委ね，復た尋ねる可からず，仕え進めるに嫌う無かれ。」

### 【巴東王の子響の叛乱】

■[荊州刺史子響の乱] 荊州刺史の巴東王の子響は，勇力有り，善く騎射し，武事を好み，自ら帶仗(器仗を帯びる)の左右六十人を選び，皆な膽干(続は幹)有り。鎮に至り，數々内齋に於いて牛酒を以て之を犒う。又た私に錦袍(錦の上衣)、絳襖(赤い綿入れ)を作り，以て蠻に餉り，器仗を交易せんと欲す。長史の高平の劉寅、司馬の安定の席恭穆等は連名して密かに啟す。上は敕して精檢(詳しく検査)せしむ。子響は台使の至ると聞けども敕を見ず，寅、恭穆及び咨議參軍の江念、典簽の吳修之、魏景淵等を召して之を詰り，寅等は秘し而して言わず。修之は曰く、

「既に已に敕は降り，政に應に方便して答塞(回答)すべし。」

景淵は曰く、

「應に先ず檢校すべし。」

子響は大いに怒り，寅等の八人を執り，後堂に於いて之を殺し，具して以て啟聞す。上は江念を赦さんと欲すれども，皆な已に死すを聞き，怒る。壬辰(27日)，隨王の子隆を以て荊州刺史と為す。

■ **〔戴僧靜は派兵反對〕** 上は淮南太守の**戴僧靜**遣わして兵を將いて**子響**を討たんと欲し、**僧靜**は面のあたりに啟して曰く、

「**巴東王**は年少にして、長史は之を執るに太いに急ぎ、忿りて難を思わざる故耳。天子の兒は過誤して人を殺すとも、何の大罪有るや！官が忽ち軍を遣わして西上すれば、人情は惶懼し、至らざる所無からん。**僧靜**は敢えて救を奉ぜず。」

上は答えず而して心は之を善とす。乃ち衛尉の**胡諧之**、游撃將軍の**尹略**、中書舍人の**茹法亮**を遣わして齋仗（太子の齋内の精銳仗手）數百人を帥いて江陵に詣り、群小を檢捕せしめ、之に敕して曰く、

「**子響**が若し手を束ね自ら歸せば、其の命を全くす可し。」

**南平**（平南×）の内史の**張欣泰**を以て**諧之**の副と為す。**欣泰**は**諧之**に謂って曰く、

「今段之行は、勝つとも既に名無く、負けて奇恥（齊書張欣泰傳には負誠可恥）と成る。彼は凶狡相い聚り、其の用を為す所の以為の者は、或は賞を利とし威に逼らればなりて、（8-162p）自ら潰ゆるに由無し。若し夏口に軍を頓め、宣しく禍福を示し、戦わず而して擒とする可き也。」

**諧之**は従わず。**欣泰**は、**興世**（131 卷宋明帝泰始二年）之子也。

■ **〔胡諧之の敗北と尹略の敗死〕** **諧之**等は江津に至り、燕尾洲（江津戎の西に江の北して靈溪水に合す、湖北省荊南道江陵県の西南十五里、現・荊州市江陵県）に築城す。**子響**は白服（降者の印）して城に登り、頻りに遣使して與に相聞し、曰く、

「天下は豈に兒の反有るや！身は賊を作さず、直に是れ粗疏（続は麤疎、うかつ）なり。今は便ち單舸にて闕に還り、殺人之罪を受けん、何ぞ築城して捉えらるる邪！」

**尹略**は獨り答えて曰く、

「誰か汝は父に反する人を將いて共に語らん！」

**子響**は唯だ泣を灑ぐ。乃ち牛を殺し、酒を具え、台軍に饌餉せんとするも、**略**は之を江流に棄（続は弃）てる。**子響**は**茹法亮**を呼ぶ。**法亮**は疑い畏れ、往くを肯ぜず。又た傳詔を見んと求める。**法亮**は亦た遣わさず、且つ其の使を執録（繫縛）する。**子響**は怒り、養う所の勇士を遣わして府、州（州府）の兵二千人を收集し、靈溪（湖北省荊南道江陵県の西、現・荊州市江陵県）より西に渡らしむ。**子響**は自ら百餘人と與に萬鈞の弩を操り、江堤（続は隄）の上に宿す。明くる日、府、州の兵は台軍と戦い、**子響**は堤上に於いて弩を發し之を射ち、台軍は大敗す。**尹略**は死し、**諧之**等は單艇にて逃げ去る。

■ **〔蕭順之は太子の意を受けて子響を縊殺〕** 上は又た丹陽尹の**蕭順之**を遣わして兵を將いて繼ぎて至らしめ、**子響**は即日白衣の左右三十人を將いて、舩舩（小舟）に乗り流れに沿い建康に赴く。太子の**長懋**は素より**子響**を忌み、**順之**之建康を發する也、太子は密かに**順之**を諭し、早に之が所を為さ使めて、

「還るを得ら令む勿かれ。」

**子響**は**順之**を見、自ら申明せんと欲す。**順之**は許さず、射堂に於いて之を縊殺す。

**子響**は死に臨み、上に啟して曰く、

「臣は罪は山海に逾え、分は斧鉞に甘んず。敕して**諧之**等を遣わして至らしむるに、竟に旨を宣べる無く、便ち旗を建て津に入り、城に對して南岸に築城して守る。臣は累りに書信を遣わして**法亮**を呼び、白服して相い見るを乞う。**法亮**は終に肯ぜず。群小は懼怖し、遂に攻戰を致す、此くは臣之罪也。臣は此の月二十五日、身を束ねて軍に投じ、天闕に還り、宅（建康の諸王の宅）に停まること一月、臣は自ら盡を取り、齊の代をして子を殺すの之譏り無く、臣をして父に逆らう之謗りを免れ使む可きを希う。既に心遂げず、今は便ち命盡さる。啟に臨みて哽塞（言葉に詰まる）し、復た何をか陳ずるか知るや！」

■有司は子響の屬籍（宗族の籍）を絶ち、爵土を削り、姓を蛸（蕭と音が似る）氏と易えるを奏す。諸々の連坐する所は、別に考論を下す。

■之れ久しくして、上は華林園に遊び、一猿が透擲（なげうつ）して悲鳴するを見、左右に問い、曰く、「猿（続は猿）の子は前日崖から墜ちて死す。」

上は子響を思い、因りて嗚咽し流涕す。茹法亮は頗る上の責め怒る所と為り、蕭順之は慚（続は慚）懼し、疾を發して而して卒す。豫章王の嶷は表して子響を収葬するを請う（子響は嘗て出でて嶷に繼ぐ、旧恩を以て請う）。許さず、貶しめて魚復（県名、巴東郡）侯と為す。

■【垣榮祖の思慮深い言葉に上は反省】子響之亂に、方鎮は皆な子響が逆を為すと啟し、兗州刺史の垣榮祖は曰く、

「此くは宜しく言する所に非ず。(8-163p) 正に應に云う、『劉寅等は恩獎に孤負（背く）し、巴東を逼迫し、此に至ら使む。』」

上は之を（反）省し、榮祖を以て言を知ると為す。

■【江陵の復旧は樂藹担当】台軍は江陵の府捨（続は舎）を焚燒し、官曹の文書は、一時に蕩盡す。上は大司馬記室の南陽の樂藹が屢々本州の僚佐と為りしを以て、引見し、西事を以て問う。藹は詳敏に應對し、上は悦び、用って荊州の治中と為し、敕して付して府州の事を修復するを以てす。藹は解（役所）捨數百區を繕修して、之頃して鹹畢わり、而して役は民に及ばず、荊部は之を稱す。

## 【魏の太皇太后馮氏の殂と過度な服喪】

●【魏の太皇太后馮氏の殂】九月，癸丑（18日），魏の太皇太后の馮氏は殂す。高祖は勺（わずか）飲し口に入れざる者五日，哀毀（哀しみ瘦せ劣り）は禮を過ぎる。中部曹（北史楊椿傳は中部法曹とす）の華陰の楊椿は諫めて曰く、

「陛下は祖宗之業を荷い、萬國之重きに臨み、豈に匹夫之節と同じくして以て僵仆（倒れる）を取る可きや！群下は惶（恐れる）灼（焼く）して、言う所を知る莫し。且つ聖人之禮は、毀（孝經に三日で食すは民が死で生を傷けないため）すとも性を滅せず。縦え陛下は自ら萬代に賢とならんと欲するも、其れ宗廟を若何ぞや！」帝は其の言に感じ、之が為に一たび粥を進める。

●【太皇太后の葬送】是に於いて諸王公等は皆な闕（宮門）に詣りて上表し、

「時に兆域（葬地の範圍）を定め、及び漢、魏の故事並（続は并）びに、太皇太后の終制に依りて、既に葬りて、公除（天下を公とし服を除く）せんと請う。」

詔して曰く、

「禍罰に遭いてより、恍惚（思い益々深し）として昨の如く、梓宮に奉待し、猶ほ彷彿（続は髣髴、死しても生前の様）に仕えるの意を希う。山陵の遷厝（厝は棺の留まる所、埋葬）は、未だ聞くに忍びざる所なり。」

冬，十月，王公は復た上表して固く請い、詔して曰く、

「山陵は典冊に依る可し。衰服之宜は、情の未だ（公除するに）忍びざる所なり。」

帝は親ら陵所に至らんと欲す、戊辰（4日）、詔す、

「諸々の常從之具は、悉く之を停める可し。其の武衛之官は、防侍すること法の如くするべし。」

●癸酉（9日）、文明太皇太后を永固陵（方山、金陵の兆に従わず、現・大同市北方、円墳で南北約117m、東西124m、高さ約23m、墓室南北長17.6m）に葬す。甲戌（10日）、帝は陵を謁し、王公は固く公除せんと請う。詔して曰く、

「比びに當に別に心に在るを敘（順序立てて述べる）すべし。」（心に在りて言わんとするを別に叙す、の意味）

己卯(15日)、又た陵に謁す。

● **〔過度に服喪する帝と臣等の議論〕** 庚辰(16日)、帝は出でて思賢門(平城南門)の右に至り、群臣と相い慰勞す。太尉の丕等は進言して曰く、

「臣等は老朽之年を以て、累聖を歴奉す。國家の舊事は、頗る知聞する所なり。伏して惟(思)うに遠祖は大諱有る之日、唯だ梓宮(天子の棺・墳墓)に侍送(続は從)する者のみ凶服し、左右は盡く皆な吉に従う。四祖三宗は、因り而して改む無し。陛下は至孝之性を以て、哀毀は禮に過ぎる。伏して聞く御する所の三食は半溢に滿たず(極めて少食)、晝夜經帶(喪服)を釋かず。臣等は心を叩いて氣を絶ち、坐して席を安ぜず。願はくは少しく至慕之情を抑え、先朝の舊典を奉行すべし。」

帝は曰く、

「哀毀は常の事なり、豈に關言するに足るや！(8-164p) 朝夕粥を食らえば、粗支任(支え堪える)す可く、諸公は何の憂怖するに足るや！祖宗は情、武略を専らにし、未だ文教を修めず。今聖訓を仰稟し、庶わくは古の道を習い、時を論じ事を比すれば、又た先世と同じからず。太尉等は國老にして、政之寄る所なり、典記(經典伝記)舊式に於いて或いは未だ悉くさざる所あり、且つ朕の大意を知る可し。其の餘の古今の喪禮は、朕は且に懷う所を以て別に尚書の游明根、高閭等(儒者)に問わんとす、公は之を聽く可し。」

● 帝は因りて明根等に謂って曰く、

「聖人は卒哭之禮、服を授ける之變を制して、皆な情を奪うに漸を以てす。今は則ち旬日之間、言は吉に即くに及び、特に理を傷つけると成す。」(禮に、親が始めて死するや、哭するに時無し。朝夕の哭以外に、哀至れば哭。既に葬りて虞、虞して卒哭す。この後朝夕のみ哭す。三年の喪服は斬衰、期にして小祥し、既に祥して練し、再期に大祥し、既に祥して禫し、又三月にして服を除く)

對えて曰く、

「臣等は伏して金冊遺旨(文明太后の遺旨を以て金冊に書す)を尋ねるに、月を逾えて而して葬り、葬りて而して吉に即く、故に下葬之初めに於いては、練除之事を奏する。」

帝は曰く、

「朕は惟うに中代に三年之喪を遂げざる所以は、蓋し君上が世を違り、繼主が初めて立ち、君の徳は未だ流れず、臣の義は洽かざるに由る、故に身は兇屍を襲い、即位之禮を行う。朕は誠に徳あらず、在位は紀(十二年)を過ぎ、億兆をして君有るを知ら令めるに足る矣。此之日(続は時)に於いて而して哀慕之心を遂げず、情禮をして俱に失わ使めるは、深く痛恨す可きかな！」

高閭は曰く、

「杜預は、晉之碩學なり、古よりの天子に三年之喪を行う者の有る無しを論じ、以為わく漢文之制は、暗に古と合い、叔世の行う所なりと雖も、事は踵を承ける可し。是を以て臣等は[心婁][心婁](敬謹の貌、心が空しい)として干請す。」

帝は曰く、

「竊に金冊之旨を尋ねるに、臣子之心を奪いて、早に吉に即か令むるの所以者、政事を廢絶するを慮る故也。群公の請う所は、其の志は亦た然り。朕は今冊令を仰ぎて奉じ、俯して群心に順い、敢えて暗黙(続は闇黙)して言わずして以て庶政を荒らさず。唯だ哀麻して吉禮を廢し、朔望に哀誠を盡くさんと欲す、情は許す可き在り、故に専ら之を行なわんと欲す。杜預之論の如きは、孺慕(孺子が父母を慕うように)之君、諒闇(皇帝の父母の服喪期間)之主に於いては、蓋し亦た誣いたり矣。」

秘書丞の李彪は曰く、

「漢の**明德馬后**は**章帝**（後漢3代 77-88 在位）を保養し、母子之道は、間然す可き無し、后之崩する（漢章帝建初四年六月癸丑に明德皇后崩御し、七月壬戌葬る。史には公除の日を記せず）に及び、葬るに旬を淹めず、尋ぎて已に吉に従う（漢の文帝の三十六比釋服の制を以て推す）。然るに漢の**章**は譏りを受けず、**明德**は名を損わず。願はくは**陛下**は金冊遺令に遵じて、哀を割き議に従うべし。」（馬皇后は後漢2代明帝の皇后。諡は德、諡号は夫の諡を重ねて明德皇后。光武帝の漢朝再興に貢献した馬援の娘。）

帝は曰く、

「朕の衰経（麻布の喪服）に眷戀（愛着）し、議する所の者に従わざる所以は、實に情は忍ぶ能わず、豈に徒らに苟しくも嗤（嘲笑）嫌を免じ而して已む哉！今終わるを奉じるに儉素なるは、一に已に遺冊に仰遵す。但だ痛慕之心は、事は予に於いて繫かり、庶わくは聖靈の至願を奪わざらん耳。」

高閻は曰く、(8-165p)

「陛下は既に上に於いて除服せず、臣等は獨り下に除服し、則ち臣為る之道の足らず。又た親しく衰麻を御し、復た朝政を聽けば、吉凶の事は雜わり、臣は竊に疑いと為す。」

帝は曰く、

「先后は群下を撫念し、卿等は哀慕し、猶ほ除くに忍びざるに、奈何して朕をして獨り之を至親に於いて忍ば令むる乎！朕は今遺冊に逼まれ、唯だ期（続は葬）に至るを望む。禮を盡くさずと雖も、蘊結（思い積もりて解けぬ）は差申びん。群臣は各々親疏、貴賤、遠近を以て除服之差と為し、庶幾わくは稍々古に近く、今に行い易からん。」

高閻は曰く、

「昔の**王孫**は裸葬（漢の武帝時代の大金持ち、遺言して実施）し、**士安**（晉の皇甫謐の字、遺言す）は棺を去る、其の子は皆な従いて而して違わず。今は親しく遺令を奉じて而して従わざる所有り、臣等の頗る煩に干奏する所以なり。」

李彪は曰く、

「三年其の父之道を改めざれば（孔子の論語学而篇）、大孝と謂う可きなり。今は冊令に遵わざれば、恐らくは改道之嫌に涉らん。」

帝は曰く、

「**王孫**、**士安**は皆な子に誨うるに儉を以てす、其の遵うに及ぶ也、豈に今日に異なるや！父之道を改めるは、殆ど此と殊なる。縦え渉る所有るとも、後代之譏りを甘受し、未だ今日之請いに忍びず。」

群臣は又言く、

「春秋の烝嘗は、事は廢闕し難し。」（禮にいう、喪三年祭らずと。帝もし三年の喪を行う時は、宗廟の祭りは將に廢闕するに至らん）

帝は曰く、

「先朝より以來、恆に有司は事を行う。朕は慈訓に頼蒙し、常に親しく敬を致せり。今昊天は罰を降し、人神は恃を喪い（母を喪う）、頼（一本には想、これが正しい）うに宗廟之靈は、亦た歆（神意を受ける）祀を輟む。脱し饗薦を行わば、恐らくは冥旨に乖かん。」

群臣は又言く、

「古者は葬りて而して吉に即き、必ずしも禮を終わらず、此くは乃ち二漢の治道を経綸（国を治める施策）する所以、魏、晉の庶政を綱理するの所以也。」

帝は曰く、

「既に葬りて吉に即くは、蓋し季俗（統による、欲×）、亂は多く、權して宜しく世を救うべければなる耳。二漢之盛んなる、魏、晉之興るは、豈に喪禮を簡略にし、仁孝を遺忘するに由らん哉！平日之時は、公卿は毎に稱す、當今の四海は晏然として、禮樂は日々に新しく、以て美を唐、虞に參し、盛んなるを夏、商と比べる可しと。今日に至るに及び、即ち苦<sup>ねんごろ</sup>に朕の志を奪い、魏、晉に逾えざら使めんと欲す。此く之如きの意、未だ由る所を解せず。」

李彪は曰く、

「今は治化は清晏なりと雖も、然も江南には未だ賓せざる之吳在り、漠北には臣たらざる之虜有り、是れを以て臣等は猶ほ不虞之慮りを懐く。」

帝は曰く、

「魯公は帶經して戎に従い（史記に武王薨じて盛王幼なり。管蔡反し、淮夷・徐戎並び興る。魯公伯禽はこれを征す。時に武王の喪ありて、故に帶經して戎に従う）、（8-166p）晉侯は墨衰して敵を敗る（春秋時代、晉の文公卒し、未だ葬らざるに、襄公は墨衰經して以て秦の帥を殺に敗る）、固く聖賢の許す所なり。如し不虞有れば、紼<sup>ふつ</sup>（靈柩車の引綱）を越えると雖も嫌う無し、而るに況んや衰麻を乎！豈に晏安之辰<sup>とき</sup>に於いて豫め軍旅之事を念い、以て喪紀を廢す可けん哉！古人は亦た、王者は衰を除き而も諒闇して喪を終わる、と稱す者有り、若し朕が衰服を許さざれば、則ち當に衰を除きて拱默（手をこまねき口をつぐむ）し、政を塚宰に委ねるべし。二事之中に、唯だ公卿の擇ぶ所なり。」

游明根は曰く、

「淵默<sup>うんもく</sup>（深い淵のように沈黙）して言わざるときは、則ち大<sup>むな</sup>（統による）政は將に曠しからんとす。仰ぎて聖心に順い、請う衰服に従わん。」

太尉の丕は曰く、

「臣と尉元とは五帝（明元・太武・文成・獻文・孝文）に歷事し、魏家の故事に、尤諱（大諱という如し、尤も甚だし）之後三月にして、必ず神を西に迎え、惡を北に禳<sup>はら</sup>い、具に吉禮を行い、皇始（道武帝の年号）より以來、未だ之れを改むるに或らず。」

帝は曰く、

「若し能く道を以て神に事えれば、迎えずして自<sup>おのずか</sup>ら至らん。苟しくも仁義を失えば、迎えると雖も來たらず。此くは乃ち平日も當に行うべからざる所、況んや喪に居（統による。吾×）るを乎！朕は不言之地（喪に居る、諒陰三年言わず）に在り、應に此くの如く喋喋<sup>ちやうちやう</sup>（お喋り、多言）せず。但だ公卿は執（固執）りて朕の情を奪わんことを、遂に往復（反復問答）と成し、追いて悲しみを以て絶えん。」

遂に號慟（號哭哀痛）し、群官は亦た哭して而して辭出す。

● [太后は始め帝を廢さんとするも、帝は追求せず] 初め、太后は帝の英敏を忌み、己に不利なるを恐れ、之を廢さんと欲し、寒の盛り、空室に閉じこめ、其の食を三日絶つ。咸陽王の禧を召し、將に之を立てんとす。太尉の東陽王の丕、尚書右僕射の穆泰、尚書の李冲は固く諫め、乃ち止む。帝は初め憾む意無く、唯だ深く丕等を徳とす。泰は、崇（魏の開国の功臣）之玄孫也。

● 又た宦者の太后に帝を譖する有り、太后は帝に數十を杖す。帝は默然として之を受け、自ら理を申さず。太后の殂に及び、亦た追問を復さず。

● 甲申（20日）、魏主は永固陵に謁す。辛卯（27日）、詔して曰く、

「群官は萬機の事重きを以て、屢々政を聽かんことを求む。但だ哀慕纏綿<sup>てんめん</sup>し、未だ自ら力めるに堪えず。」

近侍の先に機衡を掌る者は、皆な謀猷（はかりごと）の寄る所なり、且く之を委ねる可し。もし事を疑う有れば、時に当たりて與に論決せよ。」

■ **[交州刺史の房法乗と長史の伏登之の紛争]** 交州刺史の清河の房法乗は、専ら讀書を好み、常に疾に屬（託）して事を治めず、是に由りて長史の伏登之は權を擅にするを得て、將吏を改易し、法乗をして知ら令めず。録事の房季文は之を白し、法乗は大いに怒り、登之を獄に系ぐこと十餘日。登之は厚く法乗の妹の夫の崔景叔に賂し、出づるを得、因りて部曲を將いて州（治）を襲い、法乗を執り、之に謂って曰く、

「使君は既に疾有り、勞を煩わすは宜しからず。」

之を別室に囚える。法乗は事無く、復た登之に就きて書を求めて之を讀まんとし、登之は曰く、

「使君は靜處するも、猶ほ疾の動かさんことを恐れる、豈に書を看る可きや！」

遂に與えず。乃ち啟して、

「法乗の心疾は動き、事を視るに任ぜず。」

**十一月**、乙卯（21日）、登之を以て交州刺史と為す。法乗は還り、嶺（大庾嶺、江西省と広東省の間の山）に至りて而して卒す。（8-167p）

■ **十二月**、己卯（16日）皇子の子建を立てて湘東王と為す。

■ **[貨幣の量を増やす]** 初め、太祖は南方の錢少なきを以て、更に錢を鑄んと欲す。建元の末、奉朝請の孔覲は上言し、以て為す、

「食と貨は相い通じ、理勢は自ら然りなり。李悝（魏の文侯の師）は云わく、『糶（買米）甚だ貴ければ民（士工商）を傷つけ、甚だ賤しきときは農を傷つく。』甚だ賤しく甚だ貴きときは、其の傷の一也。三吳は、國之關奥なり、比歲時に水潦を被り而るに糶は貴ならず、是れ天下に錢は少なきなり、穀は賤しきに非ず、此くは察せざる可からざる也。鑄錢之弊は、輕重は屢々變ずるに在り。重錢の患いは用い難きにあり、而して用い難きは累い為ること輕し。輕錢の弊は盜鑄なり、而して盜鑄は禍い為ること深し。民の盜鑄して、嚴法も禁ずる能わざる者（続は無し）の所以は、上は錢を鑄るに銅を惜しみ工を愛むに由る也。銅を惜しみ工を愛む者（続は無し）は、意に錢を謂って無用之器なれども、以て交易を通じると為し、務めて質を輕く而して數を多から令め、工を省き而して成り易から使めんと欲し、其の患為るを詳慮せざる也。夫れ民之利に趨くは、水の下きに走る如し。今其の利の端を開き、從うに重刑を以てするは、是れ其の非を為すを導き而して之を死に陥すなり、豈に政と為さん歟！漢は興こりて、輕錢（片面文字刻、裏面漫で削られる）を鑄て、民に巧偽する者は多し。元狩（BC122年-BC117年）中に至り、始めて其の弊に懲り、乃ち五銖錢を鑄て、其の上下を周郭し、銖（文字の刻印）を磨き取る可からざら令め、而して民（続は無し）は其の費を計るに相い償う能わず、私鑄は益々少く、此は銅を惜しまずして工を愛しまざる之效也。王者は銅無く工の乏しきを患えず、毎に民をして競う能わざら令めれば、則ち盜鑄は絶える矣。宋の文帝は四銖を鑄て、景和に至り、錢は益々輕く、周郭有りと雖も、而して鎔冶は精しからず、是に於いて盜鑄は紛紜と而して起こり、復た禁ず可からず。此れは銅を惜しみ工を愛む之驗也。凡そ錢を鑄るは、其の衷（輕重の中を得ない）ならざらんよりは、寧ろ重くして輕き無かれ。漢が五銖を鑄てより宋の文帝に至る、五百餘年を歴て、制度は世々に廢興有り、而るに五銖の變ぜざる者其の輕重は法となる可く、貨之宜しきを得たるを明らかにするが故也。案ずるに今の錢文は率ね皆な五銖にして、異錢（五銖以外）は時に有る耳。文帝の四銖

を鑄てより、又た民の翦鑿を禁ぜず、禍<sup>た</sup>為りて既に博く、弊を今に鐘<sup>あつ</sup>める、豈に悲しからず哉！晋氏は錢を鑄せず、後に寇戎水火を経て、耗散沈<sup>こうさんちんしやく</sup>鏤し、失う所<sup>としとし</sup>歳々に多く、譬<sup>たと</sup>えば猶ほ磨<sup>まる</sup>礪<sup>う</sup>砥<sup>し</sup>礪<sup>れい</sup>の、其の損するを見ず、時有りて而して盡きるがごとく、天下の錢は何ぞ竭きざるを得んや！錢竭きれば則ち士、農、工、商は皆な其の業を喪い、民は何を以てか自ら存するや！愚<sup>おもう</sup>以為に宜しく舊制の如く、大いに鎔鑄は興こすべし、錢の重さ五銖とし、一に漢の法に依るべし。若し官鑄する者は已に民に佈<sup>し</sup>（布）けば、便ち翦鑿を嚴斷<sup>厳禁</sup>し、輕小破缺して周郭無き者は、悉く行<sup>あきない</sup>うを得ざらしめん。官錢の細小の者は、銖兩を稱合し、銷して以て大と為し、貧良之民を利し、(8-168p) 奸巧之路を塞<sup>おもう</sup>がん。錢貨は既に均しく、遠近は一の若くならば、百姓は業を楽しみ、市道は争い無く、衣食は滋く殖せん矣。」

太祖は之を然りとし、諸州郡をして大いに銅炭<sup>あきない</sup>を市<sup>あきない</sup>せ使む。會々晏駕して、事は寢む。

■ [蜀の銅山再開の失敗] 是の歳、益州行事の劉俊は上言す、

「蒙山（四川省建昌道雅安・名山・廬山の三県の境、現・雅安市雨城区近辺）の下に嚴道銅山（漢の文帝は鄧通に賜る、建昌道榮經県、現・雅安市榮經県の北）有り、舊<sup>もと</sup>の錢を鑄る處なり、以て經略をす可し。」

上は之に従い、遣使して蜀に入りて錢を鑄しむ。之<sup>しばらく</sup>頃して、功費の多きを以て而して止む。

■ [辺境に謫役から帰るを許す] 太祖の黃籍を治めるより（前卷三年にあり）、上（武帝）に至るまで、巧者を謫<sup>たく</sup>して緣淮に戍せしむこと各々十年、百姓は怨望す。乃ち下詔す、

「宋の升明より以前、皆な復注（注籍に復す）を聽す。其の邊疆<sup>へんきやう</sup>に謫役<sup>たくえき</sup>（流刑）する有り、各々本に還るを許す。此の後犯す有れば、嚴に翦治を加えん。」

■ 長沙の威王の晃は卒す。

■ [鸞の選を領すを中止] 吏部尚書の王晏陳は疾いと陳して自ら解き、上は西昌侯の鸞を以て晏に代わりて選（続による、先×）を領せしめんと欲し、手ずから敕して之を問う。晏は啟して曰く、

「鸞は清干（続は幹）にして餘有り。然るに百氏（百家の氏族、魏晉以来の門地）を諳<sup>そらん</sup>ぜず、恐らくは此の職に居る可からざらん。」

上は乃ち止む。

■ 百濟王の牟大を以て鎮東大將軍、百濟王と為す。（百濟東城王、末多王、昆支王の息子、雄略天皇寵愛）

● 高車の阿伏至羅及び窮奇は遣使して魏に如かしめ、天子の為に蠕蠕を討ち除かんと請い、魏主は繡褱褶及び雑彩百匹を以て賜る。

## 世祖武皇帝中永明九年（辛未，491年）

■ 春，正月，辛丑（8日），上は南郊に祀す。

● [魏主の親政] 丁卯（34日?），魏主は始めて政を皇信東室（皇信堂の東室）に於いて聽く。

■ [太廟に四時之祭] 詔して太廟に四時之祭をす。宣皇帝には、起<sup>きめん</sup>麵<sup>へい</sup>（続は麵）餅（其の餅浮軟は肉を巻いて噉らうので卷餅という）、鴨<sup>おうかく</sup>鶴<sup>はつ</sup>（続は[月雀]、鴨の肉羹）、孝皇后には、筍、鴨卵、高皇帝には、肉膾、菹羹<sup>しよこう</sup>（酢漬けの菜の羹）、昭皇后には、茗、糲（ちまき）、炙魚、皆な嗜する所を薦す也。上は夢にて太祖は己に謂う、

「宋氏の諸帝は常に太廟に在りて我に従いて食を求める、別に吾が為に祠を致す可し。」

乃ち豫章王の妃の庾氏に命じて四時に二帝、二后を清溪（臺城の東）の故宅に於いて祠らしむ。牲牢<sup>せいろう</sup>、服章は、皆な家人の禮を用いる。

■臣光は曰く、

「昔は屈到は菱(菱)を嗜み、屈建は之を去り、私慾を以て國之典を干す可からざると以て為し、況んや子は天子と為り、而して庶人之禮を以て其の父を祭るは、禮に違ふは甚し矣！(8-169p)衛成公は相を祀らんと欲し、寧(寧)ろ武子は猶ほ之を非とする。而るに況んや祖考を私室に降祀し、庶婦(豫章王巖の妃)をして之を屍(屍)ら使むる乎！」

(国語に屈到嗜菱。屈到、菱を嗜めり。楚の王族、屈到は菱の実が好きであった。死の床にあつて、屈到はその宗老(一族の家老)に言った。「苟祭我、必以菱。」いやしくも我を祭らんには、必ず菱を以てせよ。「靈前には、必ず菱の実を捧げてくれ」と言って亡くなりました。及祥、宗老将荐菱、屈建命去之。祥に及んで宗老まさに菱を荐めんとするも、屈建命じてこれを去らしむ。葬儀になって、家老は菱の実をお供えにしようとしたが、跡取りの屈建が取り除けさせた。「しかし、ご先代さまが・」「ダメです」屈建が言うには、「古よりの伝統で、その人を祀るには、国君有牛享、大夫有羊饋、士有豚犬之奠、庶人有魚炙之荐。国君は牛享有り、大夫は羊饋有り、士は豚犬の奠有り、庶人は魚炙の荐有り。国の君主であれば牛の煮物、重臣であれば羊の大皿料理、自由民には豚・犬のお供え、一般人民には炙り魚の供え物と決まっている。そして、籩豆脯醢、則上下共之。不羞珍異、不陳庶侈。夫子其以私欲奸国之典。籩豆の脯醢はすなわち上下これを共にす。珍異を羞めず、庶侈を陳ねざるなり。夫子それ私を以て国の典を奸すを欲せんや。「籩」は竹を編んで作った「高坏」。いにしえはテーブルやお膳が無いので、座って食事するのに便利のように、高めの食器を用いた。「豆」は「マメ」に用いるのは借用で、土器の「高坏」。その食器を横から見た象形が「豆」になっています。「脯」は「干もの」、「醢」は塩漬けにした「塩辛」。脯や醢を籩や豆に盛り付ける。竹の高坏、土器の高坏に干物や塩辛を盛り付けてお供えするのは、身分の上下に共通。珍しい変わったものを供え、多種類を供えてはいけない規則。菱の実を供えるは規則にない。親父殿が、自分の都合で、国に代々伝わった規則を破ろうと思ったはずがない)臨終のときのコトバは聞き間違いであろう、と遂不用。遂に用いざるなり。とうとう菱の実を用いるのは止めさせた。)

(左傳僖公二十一年に狄は衛を囲み、衛は帝丘に遷る。衛の成公は夢に康叔が己に曰く、相は予が享を奪えりと。公は命じて相を祀らしむ。寧武子は可かずして曰く、鬼神は其の族類に非ざれば、其の祀るを散けず。杞郈何ぞ事とせん。衛の罪に非ざるなり。以て成王・周公の命祀を問す可からず。請う祀命を改めんと。)

●【吐谷渾王を討たんとす】初め、魏主は吐谷渾王の伏連籌を召して入朝せしめ、伏連籌は疾と辭して至らず、輒ち洮陽(甘肅省蘭山道臨潭県の西南、現・甘南チベット族自治州臨潭県)、泥和(洮陽の東)の二城を修め、戍兵を置く焉。二月、乙亥(12日)、魏の枹罕(郡、現・甘肅省臨夏回族自治州)鎮將の長孫百年は二戍を撃たんと請い、魏主は之を許す。

## 【皇太后の喪の齊朝服の是非】

●【喪において、齊の朝服の是非】散騎常侍の裴昭明、散騎侍郎の謝竣は魏に如きて吊(吊)し、朝服を以て事を行なわんと欲す。魏の主客(賓客を掌る官)は曰く、

「吊うには常禮有り、何んぞ朱衣を以て凶庭に入るを得んや！」

昭明等は曰く、

「命を本朝に受け、敢えて輒ち易えず。」

往き返ること數四、昭明等は固く執りて可かず。魏主は尚書の李冲に命じて學識之士を選び之と與に言わしめ、冲は奏して著作郎の上谷の成淹を遣わす。昭明等は曰く、

「魏朝が使者の朝服を聽さずは、何の典禮に出るや？」

淹は曰く、

「吉凶は相い厭せず。羔裘(黒い子羊の毛皮)玄冠しては以て吊せず、此れは童稚も知る所也。昔の季孫(左傳文公六年、李文子は晋に行き、其の人は、將に焉にこれを用いんとす。文子は曰く、豫め不虞に備えるは古の善教なり、求めてこれ無

きは實に難し。過ぎて求めるは何の害あらんと。)は晉に如き、喪に遭う之禮を求めて以て行く。今卿は江南より遠く來りて魏に吊し、方に何の典禮に出るかを問う。行人の得失は、何んぞ其の遠きかな哉！」

昭明は曰く、

「二國之禮は、應に相い準望(平衡)すべし。齊の高皇帝之喪に、魏は李彪を遣わして來たりて吊せしめ、初より素服せず、齊朝も亦た以て疑いと為さず、何んぞ今日に至りて獨り要逼せ見るや！」

淹は曰く、

「齊は亮陰(謹慎沈黙)之禮を行う能わず、月を逾えて吉に即く。彪の使いを奉ずる之日、齊之君臣は、鳴玉は庭に盈ち、貂璫(漢の制、侍中常侍の冠、黄金璫を加え、貂尾で飾る。晉宋以後王公は皆貂蟬を冠す。耳飾り)は目(魏書成淹傳には日とす)に曜く。彪は主人(齊の君臣)之命を得ず、敢えて獨り素服を以て其の間に廁わらん乎？皇帝は仁孝、眞有るに於いて侔し、親之喪を執り、廬に居り粥を食し、豈に此を以て彼に方べるを得る乎？」

昭明は曰く、

「三王は禮を同じうぜず、孰か能く其の得失を知らん！」

淹は曰く、

「然らば而して虞舜、高宗は皆な非なる邪？」

昭明と、竣は相い顧みて而して笑つて曰く、

「孝に非らざる者は親無し、何んぞ當たる可き也！」

乃ち曰く、

「使人之來るや、唯だ褲褶(騎馬時の軍衣)を繼(續は齋)し、此は既に戎服なり、以て吊す可からず、唯だ主人は其の吊服を以て裁せよ！然れども本朝之命に違ふ、返れば必らず罪を獲ん。」

淹は曰く、

「彼をして君子有ら使めば、卿は命を(外国に対して使者として)將うに宜しきを得、且に厚賞有らんとす。若し君子無ければ、卿は出で而して國を光かし、罪を得るとも何んぞ妨(續は傷)げるや！自ら當に良史有りて之を書すべし。」

乃ち衣冠(續は巾篇の字、陷×)を以て、昭明等に給し、服して以て命を致さ使しむ。己丑(26日)、昭明等を引いて入りて見えしめ、文武は皆哭して哀を盡くす。魏主は淹之敏を嘉し、侍郎に遷し、絹百匹を賜る。(8-170p)昭明は、駟(裴松之の子、史記の注を作る)之子也。

■始興の簡王之鑒は卒す。

●魏主の哀哭はやまず 三月、甲辰(12日)、魏主は永固陵に謁す。夏、四月、癸亥朔(1日)、太和廟(北史は太和殿。水經注に大極殿の東堂の東にあり。魏書帝記太和二年に太和安昌二殿を起す)に於いて薦を設く。魏主は始めて蔬食を進め、追感哀哭し、終日飯せず。侍中の馮誕等は諫め、宿を経て乃ち飯す。甲子(2日)、朝夕哭すを罷める。乙丑(3日)、復た永固陵に謁す。

●雨乞いをせず 魏は正月より雨ふらず、癸酉(11日)に至り、有司は百神に祈らんと請い、帝は曰く、

「成湯(湯が六事を以て自ら責める)早に遭い、至誠を以て雨致せり、固に山川に曲禱する在らず。今普天(天下みな)は恃(頼み、太皇太后)を喪い、幽顯(あの世)は哀を同じくし、何の宜しく四氣(丸々一年)未だ周かざるに、遽に祀事を行うべきや！唯だ當に躬を責めて以て天遣(續は譴)を待つ可し。」

■魏の李彪は六度目の來聘 甲戌(12日)、魏の員外散騎常侍の李彪等は來聘し、之が為に燕を置き樂を設ける。彪は樂を辭し、且つ曰く、

「主上は孝思は極まりな罔く、墜を興して失を正す（喪禮を行ひ百王の墜典を興にして其の失を正す）。去る三月晦、朝臣は始めて衰經（喪中に着る麻服）を除き、猶ほ素服を以て従事し、是を以て使臣は敢えて奏樂之たまもの賜を承けず。」

朝廷は之に従う。彪は凡そ六たび使いを奉じ、上は甚だ之を重しとす。將に還らんとし、上は親しく送りて琅邪城に至り、群臣に命じて詩を賦せしめ以て之を寵す。

●己卯（17日）、魏は明堂を作り、太廟を改營す。

●【魏主は律令を更定、李冲に深く委任】五月、己亥（8日）、魏主は律令を更定し東明觀（太和四年落成）に於いて、親ら疑獄を決す。李冲に命じて輕重を議定し、辭旨を潤色せしめて、帝は筆を執りて之を書く。李冲は忠勤明斷にして、加えるに慎密を以てし、帝の委ねる所と為り、情義は間て無し。舊臣貴戚の、心服せざる莫く、中外は之を推す。

●乙卯（24日）、魏の長孫百年は洮陽、泥和二戍を攻め、之に克ち、俘は三千餘人。

●丙辰（25日）、魏は初めて五輅（王・金・象・革・木の輅、輅は天子の車）を造る。

■六月、甲戌（13日）、尚書左僕射の王奐を以て雍州刺史と為す。

●（七月）丁未（17日）、魏の濟陰王の郁は貪殘を以て死を賜う。

●秋、閏七月、乙丑（5日）、魏主は永固陵を謁す。

### 【魏は諸々の祭祀見直し】

●【魏主は先祖靈の祭や曆などを正す】己卯（19日）、魏主は詔して曰く、

「烈祖は創業之功有り。世祖は開拓之徳有り、宜しく祖宗と為し、百世遷さず。平文之功は昭成より少なく、而も廟は太祖を號すも、道武之功は平文より高し、而して廟は烈祖を號するは、義に於いて未だ允たず。朕は今烈祖を奉尊して太祖と為し、(8-171p) 世祖、顯祖を以て二祧（祖先の廟。鄭玄は廟は貌の意味で、宗廟は先祖の尊貌、祧は超で、上に超え去るの意）と為し、餘は皆な次を以て而して遷さん。」

八月、壬辰（3日）、又た詔して養老及びを六宗（諸家異説多し。馬融は天地四時を以て、王肅は四時・寒暑・日月・水旱、魏文帝は天皇大帝・五帝を以て六宗とす）に禮（煙を立ち上らせて天を祭る）する之禮を議す。是より先、魏は常に朝廷に於いて正月吉日を以て幕を設け、中に松柏樹を置き、五帝の座を設けて而して之を祠る。又た探策之祭り有り。帝は皆な以て非禮と為し、之を罷る。戊戌（9日）、道壇（寇謙之の道教）を桑干（河名、山西省雁門道朔県、現・朔州市から東に北京方面に流れる、永定河）之陰に移し、改めて崇虚寺と曰う。

●【群祀を減省の詔勅】乙巳（16日）、帝は群臣を引見し、問って以てす、

「『禘祫（宗廟で行われる二種の祭祀儀礼で四時に行われる時祭に対して、殷祭、即ち大祭と称される）』、王、鄭（王肅・鄭玄）之義は、是非は安くに在るや？」

尚書の游明根等は鄭に従い、中書監の高閭等は王に従う。詔す、

「園丘、宗廟に皆な禘の名有るは、鄭に従う禘祫は並（統は并）せて一祭と為すは、王に従う。之を令に著す。」

戊午（29日）、又た詔す、

「國家の諸神を饗祀するは、凡そ一千二百餘處。今群祀を減省し、務めて簡約に従わんと欲す。」

又た詔す、

「明堂、太廟、配祭、配享は、斯こゝに於いて備わるかな矣。白登（明元帝四年に宣武の廟を白登に立てる）、崞山（大武帝の保母の寶を崞山に葬り、別に寝廟を立てる）、雞鳴山（摩笄山の一名、直隸省保定涿源？県、現・保定市涿水県、文成帝の保母常氏を葬

り別に寝廟を立てる)の廟は、唯だ有司を遣わして事を行わしむ。馮宣王(太后の父の馮朗、秦雍州二州刺史、文宣王と諡)の廟は長安に在り、宜しく雍州に敕して時を以て祭を供せしむべし。」

又た詔す、

「先ず水火之神四十餘名及び城北の星神有り、今園丘之下には既に風伯、雨師、司中、司命を祭り、明堂には門、戸、井、灶(統は竈)、中霤(猶中室の如し、古は複穴、是を以て室を名付けて霤と為す)を祭る、四十神は悉く之を罷る可し。」

甲寅(25日)、詔して曰く、

「近<sup>ちかごろ</sup>は朝日、夕月(三代の制では春朝は日に朝し、秋暮は月に夕す)を論じるに、皆な二分(春分秋分)之日を以て東、西郊に禮を行わんと欲す。然るに月に餘閏有り、行うに常准は無し。若し一に分日に依れば、或は月に東に値し而して禮を西に行はん、情を序<sup>つ</sup>(魏書禮志には尋に作る)いで理に即き、施行する可からず。昔秘書監の薛謂等は以て為す、日に朝するに朔(月の一日)を以てし、月(統による、日×)に夕するに朏(月の三日)を以てすと。(三代の制では、春朝は日に朝し、秋暮は月に夕す)卿等の意謂うは朔朏の、二分(春分・秋分)は、何者をか是と為すか？」

尚書の游明根等は朔朏を用いるを請い、之に従う。

●**魏主の過度な弔意に群臣は困惑** 丙辰(27日)、魏の有司は上言し、祥日(小祥)に卜するを求む。詔して曰く、

「日を筮<sup>ぜい</sup>(易占)して吉を求めるは、既に事を敬する之志に乖<sup>そむ</sup>き、又た永く慕う之心に違う。今直ちに晦日を用いるべし。」

**九月**、丁丑(18日)夜、帝は廟に宿し、群臣を帥いて哭して已む、帝は服を縞冠、革帶、黒履に易え、侍臣は服を黒介幘(髻もとどりを覆う頭巾、文官は長耳で介幘、武官は短耳で平上幘)、白絹單衣、革帶、烏履に易え、遂に哭して乙夜を盡くす。戊子(29日)の晦、帝は祭服に易え、縞冠素紕(縁飾り、紕は冠飾り、縁)、白布深衣(衣と裳の連なる服)、麻の繩履、(8-172p)侍臣は幘を去り[巾冚](統による、冚×、弁の四隅を欠いたもの)に易える。既に祭し、廟を出、帝は立ちて哭く。之久しく、乃ち還る。

●**冬、十月**、魏の明堂、太廟は成る。

●**穆亮の諫めで魏主は詔す** 庚寅(2日)、魏主は永固陵に謁し、毀瘠<sup>きせき</sup>(悲しみでやせ衰える)猶ほ甚し。司空の穆亮は諫めて曰く、

「陛下の祥<sup>しやう</sup>(喪明けの祭り)練は已に闋わり、號慕するは始めの如し。王者は天地の子とする所為り、萬民の父母為り、未だ子哀に過ぎて而して父母の戚まず、父母は憂えて而して子は獨り悦豫する者有らざる也。今和氣は應ぜず、風旱は災と為り、願はくは陛下は輕服を襲い、常膳を御し、鑾輿<sup>らんよ</sup>(鈴の付いた輿)は時に動き、鹹<sup>まっ</sup>(統は咸)な百神を秩<sup>ち</sup>(扶持を与え祀る)れ、庶<sup>こいねが</sup>わくは天人をして交々慶せ使めん。」

詔して曰く、

「孝悌之至りは、通ぜざる所無し。今飄風、旱氣は、皆な誠慕は未だ濃<sup>こまや</sup>かならず、幽顯は感じる無ければ也。言う所の哀しみ過ぎる之咎<sup>とがめ</sup>は、諒して未だ衷(善、正、適う、適中)ならずと為す。」

**十一月**、己未(1日)朔、魏主は太和廟に於いて禫<sup>たん</sup>(喪の後の祭り、除服の祭り)し、亮冕して以て祭る。既に而して黒介幘、素紗の深衣を服し、陵を拜して而して還る。癸亥(5日)、冬至に、魏主は園丘に祀り、遂に明堂に祀り、還り、太和廟に至り、乃ち入る。甲子(6日)、太華殿に臨み、服は天冠、絳紗袍を服し、以て群臣を饗す。樂は縣<sup>かか</sup>り而して作らず。丁卯(9日)、亮冕を服し、太和廟に辭し、百官を帥いて神主を奉じて新廟(新たに太廟を作る)に遷る。

●乙亥（17日）、魏は官品を大いに定める。戊寅（20日、続採用、戊戌×）、諸牧守を考（政績を調査する）す。

■魏の假通直散騎常侍の李彪等は來聘す。

●魏の舊制では、群臣は季冬に朝賀し、褲褶を服して行事し、之を小歳と謂う。丙戌（28日）、詔して之を罷る。

●十二月，壬辰（5日）、魏は内城之西に社を遷す。魏は安定王の休を以て太傅と為し、劉郡王の簡を太保と為す。

●[高麗王の巨璉は死す] 高麗王の璉は卒す、壽は百餘歳。魏主は之が為に素委貌（冠の名。長七寸高四寸、制は覆盃の如く、所謂夏の母追う、殷の章甫。元々皂絹で作るが哀を挙げる為に素に作る）、布の深衣を制し、哀を東郊に於いて擧げる。謁者として僕射の李安上を遣わして太傅を策贈し、謚して曰康とす。孫の雲（北燕の創立者と同じ名前になるので、関係が推測される）は嗣ぎて立つ。

●乙酉（58日）、魏主は始めて東郊に迎春す。是れより四時に氣を迎えること皆な之を親らす。

●[魏の雅樂の復興] 初め、魏の世祖は統萬及び姑臧に克ち（永嘉の乱で多くは河西に逃れ、秦に克ちて雅樂を得た）、雅樂の器服の工人を獲て、並（続は竝）びに之を存す。其の後の累朝は留意する者無く、樂工は浸く盡き、音の制は多く亡ぶ。高祖は始め有司に命じて民間の音律を曉る者を訪ね、雅樂を議定せしめ、當時は能く知る者無し。然るに金、石、羽旄之飾りは、稍々往時よりも壯麗となる矣。辛亥（24日）、詔して簡びて樂官を置き、其の職を修せ使め、（8-173p）又た中書監の高閭に命じて參定せしめる。

■[律の考正と人材登用] 初め、晉の張斐、杜預は共に《律》三十卷を注し、泰始（晉の年号）より以來之を用いる。《律》の文は簡約にして、或は一章之中に、兩家の處する所、生殺は頓に異なり、時に臨みて斟酌して、吏は奸を為すを得る。上は法令に心を留め、詔して獄官に詳しく舊注を正さしむ。七年、尚書の刪定郎の王植は二注を集め定め、表して之を奏す。詔して公卿、八座の參議に考正せしめ、竟陵王の子良は其の事を總べる。衆議は異同し壹にす能わざる者は、制旨は平決す。是の歳、書は成る。廷尉の山陰の孔稚珪は上表し、以て為す、

「《律》文は定まると雖も、苟しくも用いて其の平を失えば、則ち法書は徒らに帙裡（表裏、帙とは書物の厚紙）に明らかに、冤魂（冤罪の恨み）は猶ほ獄中に結ぶ。竊かに古之名流を尋ねるに、多く法學有り。今之士子は、肯えて業と為す莫し。縦え習う者有るも、世議の輕んじる所とし、將に恐らくは此の書は永く走吏之手に淪まん矣。今若し《律》の助教を置き、《五經》の例に依り、國子生は讀まんを欲する者有るには、高第に試を策し、即ち擢用を加え、以て内外之官を補えば、庶幾わくは士流は勸慕する所有らん。」詔して其の請いに従うも、事は竟に行われず。

■[林邑王に范當根純がなる] 初め、林邑王の范陽邁（124 卷宋文帝元嘉 23 年）は、世々は相い承けて襲い、夷人の范當根純は攻めて其の國を奪い、遣使して金簞等の物を獻ず。詔して當根純を以て都督緣海諸軍事、林邑王と為す。

●[咸陽王禧の入朝] 魏の冀州刺史の咸陽王の禧は入朝す。有司は奏す、

「冀州の民三千人は禧が清明にして惠政有りと稱して、世々冀州に胙（ひもろぎ、報いる）すを請う。」

魏主は詔して曰く、

「利建（諸侯に立てる）は古なりと雖も、未だ必ずしも今の宜にあらず。野を経するは（諸侯王に封ずる）君に由

り、理は下請（続による、諸侯王に封じることには下より請うものではない、下情×）に非らず。」

禧を以て司州牧、都督司、豫等六州諸軍事と為す。

● **〔苻承祖の従母の楊氏は許される〕** 初め、魏の文明太后は宦者を寵任し、略陽の苻承祖は、官は侍中に至り、都曹事に知たり（知尚書都曹事）、賜るに不死之詔を以てす。太后の歿するや、承祖は贓（不正蓄財）に坐し應に死すべく、魏主は之を原して、職を削り家に禁錮し、仍ち悖義（義に悖る）將軍に除し、佞濁子に封じ、月餘にして而して卒す。承祖は方に事を用いるに、親姻は争いて趨いて附きて以て利を求む。其の従母の楊氏は姚氏の婦為り獨り否とし、常に承祖之母に謂って曰く、

「姉（姉）は一時之榮有りと雖も、妹の憂い無き之楽しみ有るに若かず。」

姉は之に衣服を與えるも、多く受けず。之に與えんと強いるも、則ち曰く、

「我が夫の家は世々に貧にして、美しき衣服は人をして安んぜざら使む。」

已むを得ず、或は受け而して之を埋める。之を奴婢に與えるに、則ち曰く、

「我が家は食無く、飼う能わざる也。」（8-174p）

常に弊衣を著、自ら勞苦を執る。承祖は車を遣わして之を迎えれば、肯えて起たず。強いて人をして抱きて車上に置か使むるも、則ち大哭して曰く、

「爾は我を殺さんと欲するか！」

是に由りて苻氏の内外は號して「癡姨」と為す。承祖の敗るるに及び、有司は其の二姨を執りて殿廷に至る。其の一姨は法に伏す。帝は姚氏の姨の貧弊を見、特に之を赦す。

● **〔李惠の誅殺と安祖の処遇〕** 李惠之誅さるる也（134 卷宋の順帝昇明二年）、思皇后（魏の孝文の母李貴人の諡）之昆弟は皆な死す。惠の従弟の鳳は安樂王の長樂（135 卷高帝建元元年）の主簿と為り、長樂は不軌に坐して、誅せられ、鳳も亦た坐して死す。鳳の子の安祖等四人は逃げ匿れ免かるるを獲て、赦に遇いて乃ち出る。既に而して魏主は舅氏の存する者を訪ね、安祖等を得、皆な侯に封じ、將軍を加える。既に而して引見し、謂って曰く、

「卿之先世（惠、鳳）は、再び時に罪を獲る。王者は官を設け以て賢才を待ち、外戚に由りて而して擧げる者、季世之法也。卿等は既に異能無く、且く家に還る可し。今より外戚の能無き者は此に視う。」

後に又た例して爵を降して伯と為し、其の（將）軍號を去る。時の人は以為らく皆な帝の馮氏を待つこと太だ厚きにして、李（続による、顧×）氏を待つこと太いに薄し。太常の高閭は嘗て以て言を為す、帝は聽かず。世宗が外家を尊寵するに及び、乃ち安祖の弟の興祖を以て中山太守と為し、李惠に開府儀同三司、中山公を追贈し、諡して莊と曰う。

## 世祖武皇帝中永明十年（壬申，492年）

● 春，正月，戊午（1日）朔，魏主は群臣と太華殿に於いて朝饗し、懸し而して樂せず。

● 己未（2日）、魏主は顯祖を明堂に於いて宗祀し以て上帝に配す、遂に靈台に登りて以て雲物を觀、降りて青陽（五行説で青を春とす、初春の意、ここは大寝の東堂の北偏）左個（続は个）に居り、政事を布く。是より毎朔には依りて以て常と為す。

● ■ 散騎常侍の庾革等は魏に聘し、魏主は侍郎の成淹をして革等を館に引か使め南に、瞻望（遠く見渡す）して禮（明堂に祀り靈臺に登る）を行う。

●辛酉（4日）、魏は始めて太祖を以て南郊に配す。

●**「魏は水徳と為す」**魏主は群臣に命じて行次（五行の次第）を議す。中書監の高閭は議して、以て為す、「帝王は中原を以て正統と為さざる莫く、世數を以て與奪を為し、善惡をもて是非と為さず。故に桀、紂は至虐なれども、夏、商之歴を廢せず。厲、惠は至昏なれども、周、晉之録に害す無し。晉は魏を承けて金と為し、趙は晉を承けて水と為し、燕は趙を承けて木と為し、秦は燕を承けて火と為す。秦之既に亡び、魏は乃ち制を玄（暗い）朔に稱す。且つ魏之姓を得るは、軒轅（伝説の黄帝の名、名字は公孫）に出る。臣愚以為うに宜しく土徳と為すべし。」

秘書丞の李彪、著作郎の崔光等は議して、以て為す、

「神元（拓跋力微 174年-277年）は晉武と往來し好みを通じ、桓、穆に至り、志は晉室を輔ける、是れ則ち司馬の祚（ソ、天子の位）は、(8-175p) 郊廓（周の王城、河南省河洛道洛陽県、洛陽市洛龍区）に終わり、而して拓跋は雲代に於いて命を受ける。昔秦は天下を並（統は并）せ、漢は猶ほ之を共工（漢律歴志に曰く祭典に曰く、共工氏は九城の覇たり、水徳有りとも雖も火木の間に在り、其の序に非ざるを言う。智刑に任じて以て疆し、故に覇にして王たらず。秦は水徳を以て周漢木火の間に在り。周人は其の行序を遷す、故に易に載せずと。）に比し、卒に周を繼いで火徳と為す。況んや劉、石、苻氏、地は編く世は促まり、魏は其の弊を承け、豈に晉を捨てて而して土と為す可けん邪？」

司空の穆亮等は皆な彪等の議に従うを請う。壬戌（5日）、詔して晉を承けて水徳と為し、申に祖（統による、神×）し、辰に臘す。

●**「魏の諸制度改革と充実」**甲子（7日）、魏は租課（李延壽の魏書には祖課）を罷る。魏の宗室及び功臣の子孫は王に封ずる者衆く、乙丑（8日）、詔す、

「烈祖之胄に非ざるより、餘王は皆な降して公と為し、公は降して侯と為し、而して品は舊の如し。」

蠻王の桓誕は亦た降して公と為す。唯だ上黨王の長孫觀は、其の祖の大功有るを以て、特に降さず。丹陽王の劉昶は齊郡公に封じ、宋王を加號す。

●魏の舊制では、四晨（統は時、漢以来宗廟は四孟及び臘の五回祀る。魏の中節を祀るは夷禮）、廟を祭るに皆な中節を用い、丙子（19日）、詔して始めて孟月（四季の始めの月）を用い、日を擇びて而して祭る。

■竟陵王の子良を以て尚書令を領せしむ。

●魏主は太華殿を毀ちて、太極殿を為る。二月、戊子（2日）、徙りて永樂宮に居す。尚書の李冲を以て將作大匠を領し、司空の穆亮と共に之を營ましむ。

●辛卯（5日）、魏は寒食（舊傳に冬至の後百五日を寒食と為す、魏は先に寒食を以て祖宗を饗す、今これをやめる）の郷（統は無し）饗を罷る。

●甲午（8日）、魏主は始めて日に東郊に朝す。是れより日に朝し、月に夕するは皆な之を親らす。

●丁酉（11日）、詔して平陽に堯を、廣寧に舜を、安邑に禹を、洛陽に周公を祀り、皆な牧守をして事を執ら令むる。其の宣尼之廟は、中書省に於いて祀る。

●丁未（21日）、改めて宣尼を諡して文聖尼父と曰い、帝は親ら行きて拜祭す。魏の舊制では、毎（統による、氣×）歲西郊に天を祀り、魏主は公卿と二千餘騎を従え、戎服して壇を繞り、之を踰（統による、翁?、踏）壇と謂う。明くる日、復た戎服して壇に登りて祀りを致し、已り又た壇を繞り、之を繞天と謂う。三月、癸酉（17日）、詔して盡く之を省く。

●**「高句麗王の雲」**辛巳（25日）、魏は高麗王雲を以て督遼海渚軍事、遼東公、高句麗王と為し、雲に詔して其の世子を遣わして入朝せしむ。雲は疾を以て辭し、其の從叔の升を遣わし使者に隨いて平城に

詣らしむ。

●夏，四月，丁亥（1日）朔，魏は新律令を班し，大赦す。

■豫章の文獻王の寢は卒す 辛丑（16日），豫章の文獻王の寢は卒し，假黃鉞、都督中外諸軍事、丞相を贈りて，喪禮は皆な漢の東平の獻王の故事の如し。寢は性は仁謹廉儉にして，財賄を以て事と為さず。齋庫（齋内の庫）は失火し，荊州（高祖の建元元年、雍州刺史に遷る）の還資を焼く，評直（評価）三千餘萬，主局は各々數十を杖ち而して已む。疾は篤きに，諸子に遺令して曰く、  
「才に優劣有り，(8-176p)位に通塞有り，運に貧富有るは，此は自然之理なり，以て相い陵侮するに足る無き也。」（諸子に位勢を以て相い陵侮して欲しくない）

上は哀しみ痛むこと特に甚しく，之れ久しく，語りて寢に及び，猶ほ歔歔（噉り泣く、+歔歔）流涕す。寢の卒する之日，第庫に錢見る無く，上は敕して月ごとに寢の第に錢百萬を給せしむ。上之世を終わりにて乃ち省く。

■五月，己巳（14日），竟陵王の子良を以て揚州刺史と為す。

●吐谷渾王の伏連籌は無礼と群臣は討つを請う 魏の文明太后之喪を，人をして吐谷渾に告げ使む。吐谷渾王の伏連籌は拜命して恭<sup>うやうや</sup>しからず，群臣は之を討たんと請い，魏主は許さず。又た其の貢物を還さんと請い，帝は曰く、

「貢物は乃ち人臣之禮。今は而して受けざれば，是れは之を棄絶するなり，彼は自ら新たにせんと欲すると雖も，其の路は由る無し矣。」

因りて命じるに洮陽、泥和之俘（前年長孫百年の俘となる）を歸さしむ。

●吐谷渾王の伏連籌をやりこめる張禮 秋，七月，庚申（6日），吐谷渾は其の世子の賀虜頭を遣わして魏に入朝せしむ。詔して伏連籌を以て都督西垂諸軍事、西海公、吐谷渾王と為し，兼員外散騎常侍の張禮を遣わして吐谷渾に使いせしむ。伏連籌は禮に謂って曰く、

「曩者宕昌<sup>さき はとうしょう</sup>（甘肅省隴南市宕昌県の西の羌族政權の都城）は常に自ら名を稱し而して見ゆるに謂って大王と為す，今は忽ち<sup>たちま</sup>に僕と稱し，又た使人を拘執<sup>こうしゅう</sup>す。偏師をして往きて問わ使めんと欲すは，何如か？」

禮は曰く、

「君と宕昌は皆な魏の藩<sup>た</sup>為り，比<sup>このごろ</sup>輒ち兵を興して之を攻め，殊だ臣節に違ふ。京師を離れる之日，幸輔は言有り，以て為すに君は能く自ら其の過ちを知れば，則ち藩業は保つ可し。若し其の<sup>あらた</sup>侮めざれば，禍難は將に至らんとす矣。」

伏連籌は默然とす。

●江南は何如 甲戌（20日），魏は兼員外散騎常侍の廣平の宋弁等を遣わして來聘せしむ。還るに及び，魏主は弁に問う、

「江南は何如か？」

弁は曰く、

「蕭氏の父子は天下に大功無く，既に逆を以て取り，順をもて守る能わず。政令は苛碎にして，賦役は繁く重し。朝には股肱之臣無く，野には愁怨之民有り。其の身を没するを得るは幸かな矣，厥の孫謀<sup>そ</sup>を貽<sup>のこ</sup>す之道に非ざる也。」

● **[魏の柔然討伐]** **八月**，乙未（11日），魏は懷朔鎮將の陽平の**王頤**、鎮北大將軍の**陸睿**を以て皆な都督と為し，十二將，步騎十萬を督して，分けて三道と為し以て柔然を撃たしむ。中道より黒山に出で，東道より土盧河に趣き，西道より侯延河に趣く。軍は大磧を過ぎ，大いに柔然を破りて而して還る。

●初め，柔然の**伏名敦**可汗は其の叔父の**那蓋**と與に，分道して高車の**阿伏至羅**を撃ち，**伏名敦**は屢々敗れ，**那蓋**は屢々勝つ。國人は**那蓋**を以て天の助けを得ると為し，乃ち**伏名敦**を殺して而して**那蓋**を立て，**侯其伏代庫者**（悦樂の意味）可汗と號し，改元して大安とす。

● **[尉元、游明根の引退]** 魏の司徒の**尉元**、大鴻臚卿の**游明根**は累りに表して老を請い，**魏主**は之を許す。引見し，元に玄冠、素衣，**明根**には委貌（冠の名）、青紗の單衣，及び被服雜物等を賜り而して之に遣る。**魏主**は親ら三老、五更を明堂に養う。己酉（25日），詔して元を以て三老と為し，**明根**を五更と為す。帝は三老を再拜し，親ら**祖**（左肩を担ぐ、悲しむ）して（犧）牲を割き，**(8-177p)**爵を執りて而して饋る。五更を肅拜（俯いて手を下す）す。且つ言を乞う焉，元、**明根**は勸めて孝友をもて民を化するを以てす。又た國老、庶老を階下に養う。禮畢わり，各々元、**明根**に賜るに步挽車（牛馬でなく人が曳く車）及び衣服を以てし，三老を祿するに上公を以てし，五更は元卿（上卿）を以てす。

● **[文明太后の再拜]** **九月**，甲寅（1日），**魏主**は**昭穆**を明堂に序で，**文明太后**を玄室（北史は玄道とする、北堂）に祀り，辛未（18日），**魏主**は**文明太后**を再期（続は葬）なるを以て，永固陵の左に於いて哭して，終日聲を輟めず，凡そ二日食せず。甲戌（21日），陵を辭し，永樂宮に還る。

■ **[氏王の楊集始の服従]** 武興の氏王の**楊集始**は漢中を寇し，白馬に至る。梁州刺史の**陰智伯**は軍主の**桓盧奴**、**陰冲昌**等を遣わして之を撃破せしめ，俘斬は數千人。**集始**は走りて武興に還り，魏に降るを請う。辛巳（28日），魏に入朝す。魏は**集始**を以て南秦州刺史、漢中郡侯、武興王と為す。

■ **冬，十月**，甲午（11日），上は太廟を殷祭（大祭）す。

●庚戌（27日），魏は安定王の**休**を以て大司馬と為し，特進の**馮誕**を司徒と為す。**誕**は，**熙**之子也。

●魏の太極殿は成る。

■ **[江南に好臣多し]** **十二月**，司徒參軍の**蕭琛**、**范雲**は魏に聘す。**魏主**は甚だ齊人を重くし，親ら與に談論す。顧みて群臣に謂って曰く：

「江南は好臣多し。」

侍臣の**李元凱**は對えて曰く、

「江南に好臣多し，歳に一たび主を易える。江北に好臣無し，百年に一たび主を易える。」

**魏主**は甚だ慚じる。

■ **[沈約は宋書の編纂]** 上は太子の家令の**沈約**に《宋書》を撰せ使め，《袁粲の傳》を立てるを疑い，之を上に審かにす。上は曰く、

「袁粲は自ら是れ宋室の忠臣なり。」

**約**は又た宋の**世祖**、**太宗**の諸々の鄙瀆の事を多く載せる。上は曰く、

「孝武の事跡は，頓に爾る容からず。我は昔經て**明帝**に事える，卿は惡を諱む之義（春秋の義、尊者の為に諱む）を思う可し。」

是に於いて刪除する所多し。

■ **[林邑王の范陽邁之孫の諸農]** 是の歳，林邑王の**范陽邁**之孫の**諸農**は，種人を帥いて**范當根純**を攻め、

復た其の國を得る。詔して**諸農**を以て都督緣海諸軍事、林邑王と為す。

●[南陽公の鄭羲]魏の南陽公の**鄭羲**は**李冲**と婚(続は昏)姻し、**冲**は引いて中書令と為る。出でて西兗州(渭臺に治す)刺史と為り、州に在りて**貪鄙**なり。**文明太后**は**魏主**の為に其の女を納めて嬪と為し、**征**(続は徴)して秘書監と為す。卒するに及び、尚書は奏して諡して**宣**と曰う。詔して曰く、

「棺を蓋<sup>おほ</sup>いて諡を定め、清濁を激揚す。故に**何曾**(80 卷晉の武帝咸寧四年)は孝なりと雖も、良史は其の繆醜(続による、丑?、誤謬醜惡)を載せる。**賈充**(80 卷晉の武帝太康三年)は勞有れども、直士は之を荒公(諡法に紀度を昏亂するを荒)と謂う。**羲**は宿<sup>つと</sup>に文業に有りと雖も、而して治は廉清に闕ける。尚書は何の乃ち情は至公を遺れ、明典に愆違するや!《諡法》に依る。『博聞は多見を文と曰い、勤めずして名を成すを靈と曰う。』贈るに本官を以てし、文靈を加諡す可し。」

令和元年 11 月 24 日	翻訳開始	10480 文字
令和 2 年 1 月 9 日	一応終了	19574 文字
令和 2 年 10 月 9 日	完訳終了	23681 文字
令和 3 年 10 月 25 日	書下し終了	24081 文字